

第 5 5 回 栗 東 市 都 市 計 画 審 議 会 の 概 要

- 1 開催日時 令和 7 年 2 月 2 6 日（水） 午前 1 0 時 3 0 分 から 午前 1 1 時 2 0 分 まで
- 2 開催場所 栗 東 市 役 所 危 機 管 理 セ ン タ ー 3 階 大 会 議 室
- 3 出席者数 1 1 名 中 9 名
- 4 傍 聴 者 0 名
- 5 案 件

【報告事項】 大津湖南都市計画区域区分の変更に係る市原案について

【協議事項】 都市計画法第 3 4 条 1 1 号の指定について

6 結 果

【報告事項】

■大津湖南都市計画区域区分の変更に係る市原案について

・主な意見

（委 員）

資料 1—1 の左側の⑥について、令和 1 2 年までの市街化拡大予定地区とあるが、次回の区域区分の見直しは、令和 1 2 年度に予定をしているということなのか。

（市）

令和 1 2 年までの市街化拡大予定地区とは、第四次栗東市都市計画マスタープラン上で、令和 1 2 年までに市街化拡大を行っていくエリアのことである。次の区域区分の定期見直しについては、現時点で、令和 1 0 年度を予定されており、令和 1 0 年度までに地区計画決定等により市街化がなされていれば、次回の定期見直しでの編入を進めていく。

【協議事項】

■都市計画法第 3 4 条 1 1 号の指定について

・主な意見

（委 員）

今回、指定することによって開発が出来るようになるということであるが、地元説明をして、地元住民は理解されているのか。

（市）

指定の流れとしては、まず、自治会長へ説明をさせて頂き、次に自治会役員に説明させて頂く。最後に、地域の住民説明会をさせて頂いて、自治会の総会などで決められるというのが一般的な流れになる。（今回の指定箇所については、説明済。）